

【問題 1】

ここで、令状主義とは、裁判官の発する令状によらなければ強制処分を行うことができない制度のことをいう。その趣旨は、捜査機関による不合理な逮捕や捜索・押収を防止し、不必要な権限の行使を抑制することにより、強制処分に対する司法的抑制を働かせることにある。

現行犯逮捕においてこのような令状主義の例外が許されるのは、犯行又は犯行の終了を逮捕者が現認していることから当該犯罪と非逮捕者の結びつきが明白であることに加え、現行犯逮捕を行う必要がある状況においては犯人逃亡のおそれがあり、緊急性が認められるためである。

以上から、令状主義の下においても、例外として現行犯逮捕（憲法 33 条、刑事訴訟法 212 条 1 項、213 条）には令状が不要とされている。

【問題2】

1. 刑事訴訟法 256 条 2 項は、起訴状において①被告人の氏名その他被告人を特定するに足る事項、②公訴事実、③罪名の記載を要請している。
- ここで起訴状とは、公訴の提起のために提出が求められる書面のことを指す。そして、公訴とは、刑事責任の発生原因となる具体的な犯罪の存否および成否についての審判を裁判所に求める検察官の意思表示のことをいう。
- 以上を前提として、刑事訴訟法 256 条 2 項が前述の①～③の記載を要請する趣旨につき検討する。
2. まず、①被告人の氏名その他被告人を特定するに足る事項（刑事訴訟法 256 条 1 項 1 号）の記載を要請する趣旨は何か。

この点、公訴とは刑事責任の発生原因となる具体的な犯罪の存否および成否についての審判を裁判所に求める検察官の意思表示のことをいうところ、この公訴の効力は、検察官が指定した被告人以外の者には及ばないとされている（刑事訴訟法 249

条)。これは、刑事訴訟は事件の犯人を特定する場ではなく、あくまで当該被告人が犯罪を行ったか否かを確認する場であるためである。そして、当該被告人が犯罪を行っていないとなると、裁判所は無罪判決を言い渡し、訴訟を終了しなければならない。これらのことから、公訴を提起するにあたっては、対象となる被告人が誰であるかを特定することは非常に重要な意義をもつことがわかる。

OK

したがって、①被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項（刑事訴訟法256条1項1号）の記載を要請する趣旨は、公訴提起の対象となる人を特定することにあるといえる。

【1問目】

3. 次に、②公訴事実（刑事訴訟法256条2項2号）の記載を要請する趣旨は何か。

条文が適切に引用されている。

公訴事実とは、検察官が被告人に対する刑事責任の追及原因として、その存在を主張して裁判所に審判を求める犯罪事実のことをいう。そして、この公訴事実の記載方法について刑事訴訟法は256条3項において、訴因を「明示して」記載し、それをするに当たってはできる限り「罪となる事実を特定して」行うことを要求している。

刑事責任は、刑法が定める構成要件に該当する事実が実現することによって発生するが、公訴とは被告人に刑事責任が発生した旨の主張であるため、(1)その対象事実を起訴状に記載するにあたっては、異なる刑事責任の追及原因となる他の事件との区別が可能となるよう特定すると同時に、(2)それが「罪となるべき」法律的・事実的理由の内訳を明示して記載することが求められる。

「告知」のあり方は、このようにも

したがって、②公訴事実（刑事訴訟法256条2項2号）の記載を要請する趣旨は、他の事件との区別が可能となるよう特定すること、および、それが「罪となるべき」法律的・事実的理由の内訳を明示することにあるといえる。

OK

4. 最後に、③罪名（刑事訴訟法256条2項3号）の記載を要請する趣旨は何か。

OK

この点、罪名・罰条は、公訴の対象事件が「罪となるべき」法的根拠を示すものであるが、これはすでに前述の公訴事実において記載されている。このことから、罪名・罰条の記載は、訴因をより一層特定させて被告人が防御活動を十分に行うことができるようにするため法律上要請されているものであると考える。よって、③罪名（刑事訴訟法256条2項3号）が記載を要請する趣旨は、被告人の防御活動を十分なものとするためであると考えられる。

【2問目】

【問題3】

- 1.

- (1) 本問では、公判外におけるXの発言についてAおよびBが行った供述が問題となっているため、これらが伝聞証拠として排除されないかが問題となる。（刑事訴訟法

MD提記

7-12はふとめこにたててもOKなぞ



320条1項)。

- (2) まず前提として、刑事訴訟法320条1項は、伝聞法則を定めたものであるとされている。伝聞法則とは、公判廷外で行われた供述を内容とする供述または書面を事実認定の基礎とすることを原則として禁じるというものである。

通常、人がある出来事について供述する場合には、知覚・記憶・表現・叙述という供述過程をたどる。しかし、この過程は人の心理プロセスであるために誤謬が入り込む危険が高い。そこで、供述過程に誤謬が生じないようにし、また誤謬の有無・程度を明らかにすべく供述過程を吟味するための手段として、公判廷において供述者本人に対して尋問を行う証人尋問という手続がある。この手続は次の3つの要素に分析・整理される。①宣誓と偽証罪による威嚇、②供述と同時的に行われる、供述者に対する相手方による反対尋問、③裁判所による供述者の供述時の態度・表情等の観察、である。このような手続を経ることにより、供述者の供述は、その内容たる事実の認定に使用できることになる。

しかし、公判廷外で行われた供述を内容とする供述については、公判廷外での供述を行った者の供述過程を証人尋問で吟味することができないことから誤謬を含む可能性があり、公判廷外でそのような供述があったと認定することには問題がある。

そこで、刑事訴訟法320条1項は、このように公判廷外で行われた供述を内容とする供述を事実認定の基礎とすることを原則として禁止したのである。

- (3) 本問においてABが公判で行った供述は、Xの公判外の発言についてであるため、これらは一見「公判期日外における他の者の供述を内容とする供述」(刑事訴訟法320条1項)に該当し、伝聞証拠として排除されると思われる。

2.

- (1) しかし、本件判例において裁判所は、「いずれも被告人Xが[上]のような内容の発言をしたこと自体を要証事実としているものと解されるが、被告人Xが右のような内容の発言をしたことは、各供述者の自ら直接知覚したところであり伝聞供述に当たらないとした原判示も是認できる」として、伝聞供述にあたらないとする。この点をどのように解すればよいか。
- (2) 伝聞法則の根拠は、供述証拠が知覚・記憶・表現・叙述の過程で誤謬が生じる可能性があり、これを反対尋問等で吟味することで正確性を保障することにある。そのように考えると、形式的には刑事訴訟法320条1項に規定する供述証拠に該当しても、公判外の供述の存在自体を推認するために用いるように、誤謬が生じる可能性がないといえる場合には、伝聞証拠にはあたらないと解する。

これを非伝聞といい、伝聞か非伝聞であるかはその証拠によって何を証明しようとするのかによって判断される。

- (3) 本件判例におけるAB証言中のXの発言は、何者かとの間のV殺害に関する謀議

考はあてて。今①②③はあてはまる。うけつていないのであててはつていない。あててはつていない。あててはつていない。

どうしてあててはつていないのか。あててはつていない。あててはつていない。あててはつていない。

伝聞証拠の真実性が問題となる場合。伝聞証拠の真実性が問題となる場合。伝聞証拠の真実性が問題となる場合。伝聞証拠の真実性が問題となる場合。

